

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の 一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法第17条第2項に「事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなくてはならない」と定められていますが、近年、健康起因事故が増加しており、必ずしも遵守されていない事例が発生しています。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省より、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとした通達が発出されました。

つきましては、本通達の趣旨をご理解のうえ、運行管理者等に周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 通達の施行日

令和3年6月1日（火）

2. 別表一部抜粋 ※下線部分について、新設となります。

違反行為		基準日車等		備考
適用条項	事項	初違反	再違反	
法第17条第1項 第1号第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務（注1）			
	①未受診者1名	警告	10日車	
	②未受診者2名	20日車	40日車	
	③未受診者3名以上	40日車	80日車	
	2 <u>未受診者による健康起因事故が発生したもの（注2）（注3）</u>	<u>40日車</u>	<u>80日車</u>	
3 疾病・疲労等乗務	80日車	160日車		
4 薬物等使用乗務		100日車	200日車	
<p>（注1）疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。</p> <p>（注2）健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故等をいう。</p> <p>（注3）事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗務させていた場合、または健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。</p> <p><u>なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。</u></p>				

<本件に関するお問合せ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL 098-863-0280